

福島県の森林・林業の復旧・復興に向けた取組について

福島県農林水産部森林計画課長 宮田博文



1. 福島県の森林・林業

福島県の森林面積は県土の約7割に当たる972千haで、全国第4位の森林県です。保有形態別には国有林42%、公有林10%、私有林48%となっています。民有林の人工林率は37%で人工林の蓄積は108,648千m³と

なっており、森林資源の充実が進んでいます。

また、本県は阿武隈高地と奥羽山脈によって、西から会津・中通り・浜通りの3つの地方に分けられることから、それぞれの気候風土の特質に応じた林業活動が行われています。

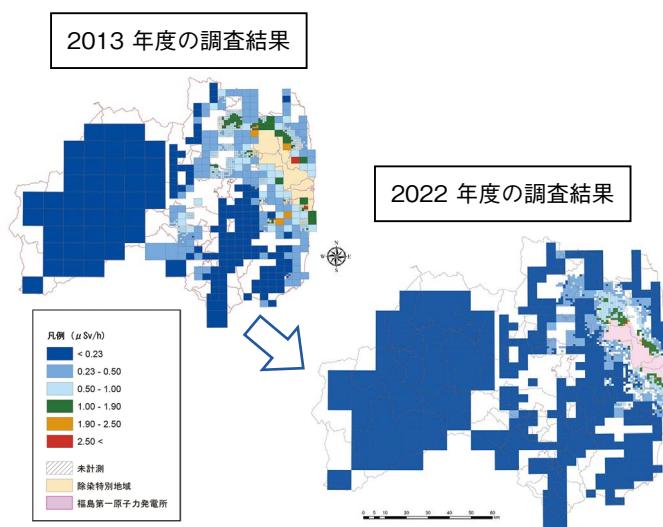
2. 東日本大震災・原子力災害の被害

2011年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波によって、本県は死者4,166人、家屋全半壊約99千棟に及ぶ甚大な被害を受けました。また、東京電力福島第一原子力発電所は、地震・津波の被害を受け原子炉が冷却機能を失い、大量の放射性物質が放出されました。

生活空間の放射線量の低減のため面的除染が行われましたが、森林は生活圏の周辺20mのみが除染の対象となりました。

本県において2011年度以降モニタリング調査している森林内の空間線量率の低減率の状況は、半減期と呼ばれる物理的減衰の

線量予測とほぼ一致した結果となっています。



3. 森林の再生

本県の森林は、原発事故による放射性物質の影響によって、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されました。

このため、2013年度から間伐等の森林施業と放射性物質対策を一体的に行い、森林の再生を図る「ふくしま森林再生事業」に取り組んでいます。



また、本県の阿武隈山系では、年間3万m³程のシイタケ原木（コナラ、クヌギ）を生産していましたが、放射性物質の影響により出荷が困難になりました。原木林は高齢林化す

ると萌芽能力が極端に低下するため、次世代への更新に必要な伐採や萌芽枝の放射性物質濃度の定期的な計測を行っています。

4. 海岸防災林の整備

震災で被災した海岸防災林の復旧に当たっては、林帯幅を概ね200mまで拡大するとともに、地下水位から3m程度盛土し、多重防御の一環としてマツ林を造成しています。

南相馬市など、3市4町で全体面積620haの整備を行っていますが、これまで宅地や農地であった用途を変更するとともに、^{ふくそう}輻輳する他の復興事業等との調整も含め相当に難航した事業でした。

事業の実施に当たっては、自治法派遣として22都道府県から169名もの応援を頂く事により、令和7年度には完成の見通しとなりました。支援して頂いた都道府県の皆様には、この紙面をお借りし改めて御礼申し上げます。

津波による被害前後の状況（南相馬市鹿島地区）

被害前



被害後



整備後



5. 木材産業等の取組

木材製品には放射性物質を考慮した使用基準値が無いことから、県産材を取り扱う全工場において、県が定期的に製材品の表面線量を測定し公表しています。

また、木材関係団体では製材品等の自主管理基準値（1000cpm）を定め、これを超過する木材は市場に流通させないよう検査を行っ

ております。なお、これまでに自主管理基準値の超過は検出されておりません。



6. 今後に向けて

東日本大震災と原子力発電所の事故は、本県の森林・林業を取り巻く環境を一変させました。今回はこれまでの取組の一端を御紹介しましたが、この間に林業としての取組に出遅れた感は否めません。

本県が他の林業地域と肩を並べ、真の意味で復旧・復興を果たしていくためには、様々なイノベーションの活用や担い手の育成、サ

プライチェーンの再構築、中高層建築や非住宅への需要開拓など、挙げればきりが無いほど課題があります。それでも、未来を展望できるからこそこの課題だと考え、「艱難汝を玉にす」の言葉を心に留め、今後も一步一步着実に、福島県の森林・林業の復旧・復興に向けて取り組んでまいります。